

空き家等を活用したエリアマネジメントの担い手育成塾等企画・運營業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本県では、特定の地域で増え続ける空き家、空き店舗等の空間資源をリノベーション等によって新しい役割を与え再生することで、収益を得ながら地域課題の解決や地域価値の向上を図る活動（以下「エリアマネジメント」という。）を推進している。

しかしながら、地域の活性化や空き家活用を促進するためには、これに取り組む民間の団体等はまだまだ少ない。そのため、令和7年度から3か年にかけて機運醸成や担い手の育成に取り組むとともに、令和8年度から団体の組織化や活動に対する支援を予定している。

本要項は、空き家等を活用したエリアマネジメントに対する機運醸成や担い手であるエリアマネージャーの発掘・育成を行うことを目的とした「空き家等を活用したエリアマネジメントの担い手育成塾等企画・運營業務」を委託するに当たって、その契約相手方を特定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 令和7年度委託業務の内容等

ア 名称

令和7年度空き家等を活用したエリアマネジメントの担い手育成塾等企画・運營業務

イ 委託業務の内容

別紙「令和7年度空き家等を活用したエリアマネジメントの担い手育成塾等企画・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ウ 業務委託料の想定

本業務の委託料は、9,446千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

エ 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(2) 令和8年度及び令和9年度に予定している委託業務

令和8年度及び令和9年度についても、同様の業務を予定しており、本プロポーザルにより特定された参加者と随意契約を行う予定である。ただし、各年度の業務は、それぞれ分けて契約を締結するものとし、予算が確保できなかった場合は、契約を行わない。

3 応募資格

本プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払いその他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

#### 4 公募スケジュール

公募開始	令和7年4月16日（水）
質疑の受付	令和7年4月16日（水）から 令和7年4月28日（月）午後5時まで
応募表明書の提出	令和7年4月28日（月）午後5時まで
質疑に対する回答	令和7年5月2日（金）
応募図書の提出	令和7年5月13日（火）午後5時まで
一次審査（書類）	令和7年5月16日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月22日（木）
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

#### 5 応募の手続等

- (1) プロポーザルの応募意思の確認

本プロポーザルへの応募を予定する者は、応募表明書【様式1】を提出すること。

- ア 提出方法：電子メール（必ず電話で受信確認を行うこと。）  
 イ 提出期限：令和7年4月28日（月）午後5時まで  
 ウ 提出先（事務局）：兵庫県まちづくり部都市政策課 担当：中村  
 電 話 078-362-4324  
 E-mail [toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

(2) 応募図書の提出

ア 提出書類

名称	所定様式	任意様式	部数
1 応募申請書	様式2	—	1部
2 応募者概要	様式3	—	10部
3 応募者業務実績	様式4	—	10部
4 業務実績を証明するもの（契約書等）の写し	—	○	1部
5 企画提案書	—	○	10部
6 経費積算見積書	様式5	—	10部
7 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】	左記のとおり	—	1部

- イ 提出方法：持参又は郵送  
 ウ 提出期限：令和7年5月13日（火）午後5時まで

(3) 企画提案書について

- ・応募者のノウハウを生かした提案を行うこと。
- ・企画提案書は、A4用紙縦、4ページ以内とすること。
- ・文字のサイズは12ポイント以上とし、必要に応じて図表等を用い視覚的に分かりやすくまとめること。
- ・以下の①～④の内容を必ず記載すること。
  - ①業務実施方針・コンセプト
  - ②イベントの企画提案
  - ③エリアマネージャー育成塾の企画提案
  - ④業務実施計画（業務工程、業務体制等）

各業務の工程とともに、業務の従事予定者や協力予定者、それらの指揮系統を示すこと。なお、従事予定者については、役割、専門性、業務実績を示すこと。

(4) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）

兵庫県まちづくり部都市政策課 担当：中村  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 電 話 078-362-4324  
 E-mail [toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

## イ 留意事項

持参の場合は、平日の午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

## 6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

### (1) 質疑の受付

ア 提出書類：質疑書【様式7】（ワード形式で作成すること。）

イ 提出方法：電子メール（必ず電話で受信確認を行うこと。）

ウ 提出期限：令和7年4月28日（月）午後5時まで

エ 提出先（事務局）：兵庫県まちづくり部都市政策課 担当：中村

電 話 078-362-4324

E-mail toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

### (2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和7年5月2日（金）までに全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

## 7 審査

### (1) 審査の方法

審査は、1次審査（事務局による書面審査）と2次審査（県が設置する審査会へのプレゼンテーション）から構成する。審査会へのプレゼンテーションの実施場所、時間等は、提案者の確定後に別途通知する。

### (2) 審査・評価項目

#### ア 1次審査

1次審査の審査項目は、次のとおりとする。なお、業務実績は、応募者が5者を超える場合に審査することとし、上位となった5者を2次審査の対象とする。

審査項目	審査内容
応募資格等	・本要項に記載された応募資格があるか
業務実績	・エリアマネジメントや空き家対策に関するイベントや研修の実績

#### イ 2次審査

2次審査は、県が設置する審査会へのプレゼンテーションにより実施するも

のとし、下表に基づき、評価を行うものとする。

プレゼンテーションは、業務の従事予定者が行うこととし、その方法は、提出した企画提案書による説明とする。

審査会へのプレゼンテーションの実施場所、時間等は、提案者の確定後に別途通知する。

評価項目		評価の視点	配点
企画提案	業務理解	・本業務の目的及び内容を十分理解した業務実施方針・コンセプトになっているか。	10点
	イベント	・本業務の目的を理解した企画になっているか。 ・県内のエリアマネジメントに対する機運の醸成が期待できるか。 ・エリアマネジメントの担い手の発掘や担い手同士のネットワーク形成が期待できるか。	30点
	エリアマネージャー育成塾	・本業務の目的を理解した企画になっているか。 ・エリアマネージャーの育成が期待できるカリキュラムになっているか。	40点
実施体制等	業務実施計画	・本業務を確実に遂行できる体制が構築されているか。 ・業務工程は妥当か。	10点
	業務実績	・本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10点
合計			100点※

※合計点数が50点未満の応募者は、契約相手方候補として選定しない。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、各応募者に対して、電子メールで通知する。

## 8 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 経費積算見積書の見積金額が2(1)ウを超えているとき。
- (4) 不正行為があったとき。

## 9 その他（留意事項等）

- (1) 応募する提案は、各者1提案に限る。
- (2) 応募図書を作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (3) 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (4) 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
- (5) 応募者が1者の場合、審査会において、応募者業務実績及び企画提案書の内容

について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。

- (6) 契約締結は、審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
- (7) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (8) 県は受託候補者が特定された後、同者と協議の上、同者の提案内容を踏まえた業務委託仕様等の変更を行うことができる。
- (9) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払の停止及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (10) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続を行う。
- (11) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (12) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

## 10 事務局（問合せ先）

兵庫県まちづくり部都市政策課 担当：中村

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-4324

E-mail toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp